　　　　　　　　　　　　　　拒絶理由通知書

　特許出願の番号　　　　　　特願２００６－１０６６４４

　起案日　　　　　　　　　　平成１９年３月１６日

　特許庁審査官　　　　　　　所村　美和　　　　　　　　３３２０　３Ｕ００

　特許出願人　　　　　　　　野中　誠一

　適用条文　　　　　　　　　第２９条第２項、第３６条

　　　　　　　　　　＜＜＜＜　　最　　後　　＞＞＞＞  
  
　この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものである。これについて意見があれば、この通知書の発送の日から６０日以内に意見書を提出して下さい。  
  
　　　　　　　　　　　　　　　　理　由

理由１．この出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で、特許法第３６条第６項第２号に規定する要件を満たしていない。  
  
　　　　　　　　　　　　　　　　　記  
  
　請求項６に「出力軸」の記載があるが、請求項６が従属する請求項１の「載置部」を駆動するために、請求項６の「出力軸」がどのようにして「載置部」に連結されるのか不明である。  
（発明の詳細な説明の段落【００１７】には、「これら各部１１～１３は、例えば、アルミ合金からなり、回動アーム１１と固定ブロック１２とは、アルミ溶接その他の方法で一体化されている。そして、回動アーム１１と固定ブロック１２には、出力軸２１を受入れる貫通穴が形成されている。なお、貫通穴はキー溝ＫＹを有しており、このキー溝ＫＹに、出力軸２１のキーが嵌合することで、出力軸２１の回転が回動アーム１１，１１に確実に伝達されるようになっている。」との記載がある。）  
  
  
理由２．この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。  
  
　　　　　記　　　（引用文献等については引用文献等一覧参照）  
  
・請求項　　　１  
・引用文献等　１，２  
・備考  
　引用文献１には、下図（引用文献１の第４図を加筆した図）の技術が記載されている。  
　引用文献１の受渡部１２の縦枠（本願「回動ワーク」に相当）の形状をどうするかは当業者の通常の創作能力の発揮するところ適宜定められるものであって、設計的事項に過ぎず、受渡部１２の縦枠（本願「回動ワーク」に相当）を櫛歯状とすることは、当業者であれば容易である。  
　引用文献２には、支持部材１０（本願「載置部」に相当）を降下状態と起立状態とに切り換るようになっており、支持部材１０に載置される薄板ワークを液処理ステージ４に搬入・搬出する技術が記載されている。  
  
　引用文献１に記載された発明に、引用文献２の支持部材に載置される薄板ワークを液処理ステージ４に搬入・搬出する技術を採用し、引用文献１の受渡部に載置される薄板ワークを液処理ステージに搬入・搬出するようにすることは、当業者であれば容易である。  
  
・請求項　　　２－６  
・引用文献等　１－６  
・備考  
　引用文献３には、フッ酸を含有する化学研磨液を用いて、ガラス基板の薄型化  
処理を実行する点、搬送路を移動するガラス基板に対して、洗浄処理と液切り処  
理とを行なう点が記載されている。  
　引用文献４には、搬送路を移動する基板に対し、板厚計測処理を実行する点が  
記載されている（特に、第２図、第１１図参照。）。  
　引用文献５，６には、出力軸の両端を回転可能に軸支する保持部と、出力軸に  
固着される連結腕と、連結腕を揺動させる駆動源とを備える点が記載されている  
。

引　用　文　献　等　一　覧

１．特開平１１－９１９６５号公報  
２．特開２００５－６００３３号公報  
３．特開２００３－２２６５５３号公報  
４．特開平１１－２２０００５号公報  
５．特開平９－２６１１６号公報  
６．特開昭６２－２６４１９７号公報  
  
  
　　　　　　　　　　　最後の拒絶理由通知とする理由  
  
　最初の拒絶理由通知に対する応答時の補正によって通知することが必要になった拒絶の理由のみを通知する拒絶理由通知である。  
  
  
－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－  
  
　この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ、または面接のご希望がございましたら下記までご連絡下さい。  
  
　　　　　　　　　　　　　特許審査第二部　生産機械　岡澤　洋  
　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ．０３（３５８１）１１０１　内線３３２４  
　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ．０３（３５０１）０５３０

　部長／代理　　審査長／代理　審査官　　　　審査官補

　　　　　　　　渡邊　豊英　　所村　美和　　岡澤　洋

　　　　　　　　８９２３　　　９６１７　　　３３２０